

# 白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

埼玉県が重度心身障害者医療費助成制度を拡充し、精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者の精神科通院に係る医療費（自立支援医療の自己負担額）を対象とすることを踏まえ、精神障害者の定期通院を促進し、再発や重症化を予防するため、重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正を行うものである。

## 2 改正の概要

### 第 2 条及び 4 条関係

埼玉県が重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部を改正し、精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者の精神科通院医療費のうち、自立支援医療の自己負担額を補助対象としたことを踏まえ、市の助成についても当該医療費を対象とするため、関連条項を改正する。

## 3 施行期日

施行期日は、令和 8 年 1 月 1 日からとする。